

公 告

下記のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「政令」という）第167条の6及び二戸市財務規則（平成18年規則第59号。以下「規則」という。）第114条の規定により公告します。

令和8年8月31日

二戸市長職務代理者

二戸市副市長 千葉

守



1 条件付一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 移動式バスケットゴール購入
- (2) 購入品目等 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 二戸市総合スポーツセンター内（二戸市石切所字荷渡22番地20 地内）
- (4) 納入期限 令和9年2月1日（月）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

- (1) 本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ① (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に政令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
 - ② (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に市から指名停止措置を受けていない者であること。
 - ③ (2)に定める競争入札参加資格審査申請期限日から入札の日までの期間内に政令第167条の4第2項の規定により市の入札参加制限を受けていない者であること。
 - ④ 国税（法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税）、県税（岩手県）、市税（二戸市）のいずれか1つ以上について滞納がない者であること。
 - ⑤ 岩手県内に本店又は営業所等を有すること。
 - ⑥ 故障時、問合せ時等に市又は県内の営業所等から調達物品に係る技術者を直ちに派遣できる者。
- (2) この入札に参加しようとする者は(1)に定める資格の審査等のため、令和8年9月16日（水）正午までに、3の(3)に定める部署宛てに下記必要書類を提出すること。ただし、入札日時点において、政令第167条の5第1項の規定により市長が定める資格を有する者として、二戸市において有効な入札参加資格者名簿に登載されている者は下記④及び⑤の書類の提出を不要とする。
 - ① 入札参加資格審査申請書兼誓約書（様式第1号。以下「申請書兼誓約書」という。）
 - ② 申請者が法人の場合は、上記競争入札参加資格審査申請期限日から起算して3か月以内に発行された、法人に係る登記事項証明書の写し、申請者が個人の場合にあっては、上記競争入札参加資格審査申請期限日から起算して3か月以内に市町村から発行された身分証明書の写し
 - ③ 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書（様式

第2号)及び役員の一覧表(様式第2号の2)

- ④ 税の滞納のない証明(上記競争入札参加資格審査申請期限日から起算して3か月以内発行のものに限る。)

ア 岩手県内に営業所を有する者

国税に関する納税証明書(法人:その3の3、個人:その3の2)(写し可)

県税に関する納税証明書(様式第111号イ)(写し可)

イ 二戸市内に営業所を有するもの

国税に関する納税証明書(法人:その3の3、個人:その3の2)(写し可)

県税に関する納税証明書(様式第111号イ)(写し可)

市税納付状況調査等同意書(様式第3号)(原本)

- ⑤ 使用印鑑届兼委任状(様式第4号)

3 契約条項を示す場所及び仕様書等を交付する場所並びに期間等

(1) 交付期間 令和8年8月31日(月)～9月16日(水)

(2) 所在地 岩手県二戸市福岡字川又47

(3) 部署名 教育委員会事務局教育部生涯学習課

(4) 連絡先 電話 0195-23-3483 FAX 0195-23-9335

※二戸市のホームページ(<https://www.city.ninohe.lg.jp/>)からダウンロードすることができる。

(5) 質問先 仕様書について疑義がある場合には、令和8年9月7日(月)正午までに

(3)に定める部署宛てに書面で提出すること。(任意様式・FAX可)

なお、質問に対する回答は、原則として、質問を受付けた翌日に、質問者宛てのみならず、質問者名を伏せたうえで広く公表するものとする。

(6) 同等品 同等品をもって入札を希望する場合は、(5)に定める期間までに、(3)に定める部署宛に、仕様書に定める方法により同等品審査申請を行うこと。同等品審査申請に対する回答方法については(5)の例によるものとする。

4 入札の場所及び日時

(1) 場所 二戸市福岡字川又47番地 二戸市役所別館(旧保健センター)2階入札室

(2) 日時 令和8年9月17日(木) 午後1時10分

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札保証金を免除された場合を除き、期限までに入札保証金を納めない者は入札への参加を認めない。なお、納付した入札保証金額が不足している場合、その者のした入札は無効とする。

① 入札保証金の額

本件入札に係る入札保証金は、以下の計算式による金額以上とし、令和8年9月16日（水）正午までに納めること（納付先：二戸市役所会計課）。

「契約希望金額（入札書に記載する金額×110/100）の十万円未満を切り上げた金額」×3/100

② 入札保証金の免除

入札に参加しようとする者が、以下のいずれかに該当する場合は、入札保証金の一部又は全部を免除する。

ア 入札に参加しようとする者が、保険会社との間に二戸市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により市長が定める資格を有する者で、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体（二戸市を除く）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したことが認められるとき。

(2) 契約保証金

① 落札者は契約の日（契約が議決を要する場合には、二戸市議会の議決を得た日。）までに契約金額の20分の1以上の契約保証金を納めること。ただし、書面による承諾を得てこの期間を延長することができる。

② 期間内に契約を締結しないときは契約の効力を失う。

③ 次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

ア 契約の相手方が保険会社との間に二戸市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格審査の結果、政令第167条の5第1項に定められる資格を有すると認められた場合において、過去2か年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されるとき。

④ 契約保証金の納付に代えて提供できる担保は、次に掲げるものとする。

ア 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

イ 銀行又は契約担当者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）の保証

6 入札の無効要件に関する事項

(1) 入札参加資格がないと認められた者及び入札参加資格審査申請にあたって虚偽の申請をした者の行った入札

- (2) 入札参加資格があることを認められ、その後入札執行時点において2の(1)に掲げる入札参加資格を失った者の行った入札
- (3) 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する入札
- (4) 談合、その他入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (5) 入札保証金の免除の適用のある場合を除き、入札保証金を納付せず、又は不足する者のした入札
- (6) 入札書の金額、氏名、印影その他入札要件の記載が確認できない入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (9) 入札書の金額を訂正した入札
- (10) 鉛筆書きによる入札
- (11) 前各号のほか、入札条件に違反した者のした入札
- (12) 落札の無効又は、落札者からの契約解除により相手方に生じた損害は、市において賠償の責任を負わない。

7 入札心得に関する事項

- (1) 入札
 - ① 入札参加者は、入札書に購入品目全ての合計金額を記載すること。
 - ② 入札参加者は、仕様書を熟覧のうえ、入札しなければならない。
 - ③ 入札参加者は、公示に示した時刻までに入札会場に参集しなければならない。
 - ④ 郵便による入札は認めない。
 - ⑤ 入札参加者は、入札書を作成し、入札執行者の指示により提出しなければならない。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ⑥ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
 - ⑦ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。
 - ⑧ 入札参加者は、政令第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。
 - ⑨ 一度提出した入札書は、書替え、引換え、撤回又は不参加の申し出は認めない。なお、提出前の入札書の記載事項を訂正する場合は訂正印を押印することとするが、入札金額の訂正は認めない。
- (2) 公正な入札の確保
 - ① 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反する行為を行ってはならない。
 - ② 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札

意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

- ③ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(3) 入札の不参

- ① 申請書兼誓約書を提出し、入札参加を認められた者は、入札に参加するものとする。ただし、やむを得ない事情により入札に参加できない場合には、入札に参加しないことができる。この場合は、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。

ア 入札執行前にあっては、入札不参加届を契約担当者に提出（持参、郵送又はFAX）するものとする。

イ 入札執行中にあっては、入札執行者への口頭による申し出、又は入札不参加届の提出若しくはその旨を明記した入札書を提出すること。

- ② 前号の規定により入札に参加しなかった者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けることはない。

(4) 入札の取りやめ等

入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(5) 落札者の決定

入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(6) 再度入札

- ① 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- ② 入札不参加の申し出を行った者、入札に遅参した者は、再度入札に参加できない。

(7) 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

- ① 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- ② 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(8) 異議の申立

入札をした者は、入札後、この心得、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(9) 契約締結の留意事項

落札者の決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約についての議会の議決）までの間に落札者（共同企業体の場合は、その構成員も含む。）が、いずれかに該当した場合は、契約を締結しない。

- ① 二戸市から指名停止を受けた場合
- ② 政令第167条の4第1項及び第2項の規定に該当した場合
- ③ 入札公告又は入札説明書等に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は満たさ

ないことが判明した場合

- ④ 法令等違反が明らかになり、市長が契約の相手方としてふさわしくないと認めた場合

8 最低制限価格の有無

最低制限価格は設定しない。

9 その他必要な事項

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。

仕様書

1 件名

二戸市総合スポーツセンター移動式バスケットゴール

2 購入品目等

(1) 品名 移動式バスケットゴール

(2) 数量 1 対

(3) 規格等 メーカー： Senoh（セノー）製
DA033103 バスケット台 スプリングゴール
(DA030002 セッティングゲージを含む。)
(DS346100 ショットクロックを含む。)

※ 日本バスケットボール協会装置検定品であること。

※ 国内製造製品であること。

※ バスケット台本体へスポーツ振興くじ助成金による助成事業である旨の記載及びスポーツ振興くじのロゴマークを表示すること。

3 納期

令和 9 年 2 月 1 日（月）

4 納入場所

二戸市総合スポーツセンター アリーナ（岩手県二戸市石切所荷渡 22 番地 20）

5 納入条件

- (1) 指定場所への運搬、設置及び組立に係る費用は、全て受注者にて負担すること。
- (2) 納入時及び納入後に施設を物品及び建築物を破損しないよう、適切な方法で養生をすること。また、納入の際に出る養生材、梱包材等の不要物品はすべて持ち帰ること。
- (3) 納入に際しては、あらかじめ納入先担当者と日程（時間）の調整、確認等を十分に行い、指示された場所に納入すること。
- (4) 納入日から使用できるよう調整等を行うこと。
- (5) 納入時、基本的な操作方法を市職員又は納入先担当職員に説明できる者が随行すること。

6 疑義

仕様書について疑義がある場合には、令和 8 年 9 月 7 日（月）正午までに二戸市教育委員会事務局生涯学習課（以下「生涯学習課」という。）宛てに書面で提出すること。（任意様式・FAX 可）

なお、質問に対する回答は、原則として、質問を受付けた翌日以降に、質問者宛てのみならず、質問者名を伏せた上で広く公表するものとする。

7 同等品

上記に記載した品目以外の同等品をもって入札を希望する場合は、任意様式の同等品審査申請書に定価及び仕様等が確認できるカタログ、2 に規定する購入品目と同等品であることを示す比較表その他必要な書類を添付の上、6 に規定する期間までに、生涯学習課宛て提出すること（FAX 可）。

同等品審査申請に対する回答方法については、6の例によるものとする。

なお、同等品は、指定した製品の仕様・性能等が、機能的・品質的に同等以上のものとする。

7 入札金額

入札金額は本体価格のほか、5に規定する納入条件により、納入に伴う経費を含めた金額を記載すること。

8 その他

ここに定めのない仕様詳細等については契約決定後、両者協議の上、決定するものとする。

(別紙)

以下の特記事項を遵守し、スポーツ振興くじ助成金による助成事業である旨の記載及びスポーツ振興くじのロゴマーク（以下「ロゴマーク等」という。）を作成し、移動式バスケットゴール本体にステッカー等（耐久性があり着脱式ではないもの）を貼り付けした状態で納入すること。

《特記事項》

- 1 ロゴマーク等（参考図）のデザインや表示の方法については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの示す「独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金に係るロゴマーク等の表示要領」及び「ロゴマーク等の表示に関する注意事項について」の記載を遵守すること。

【参考図】



- ・ブラック色 「DIC582」 or 「PANTONE Process Black C」 ※近似色 (C:0 M:0 Y:0 K:100)
 - ・レッド色 「DICF240」 ※近似色 (C:0 M:97 Y:100 K:0)
 - ・イエロー色 「DIC2538」 or 「PANTONE116C」 ※近似色 (C:0 M:15 Y:100 K:0)
 - ・グレー色 ※近似色 (C:14 M:0 Y:0 K:8)
 - ・オレンジ色 ※近似色 (C:0 M:80 Y:100 K:0)
 - ・WINNER ロゴ グラデーションカラー 15% (C:0 M:100 Y:80 K:0)
50% (C:50 M:85 Y:0 K:0)
85% (C:100 M:75 Y:0 K:0)
- 2 貼り付け方法は、容易に剥離等が生じない方法とすること。
 - 3 ロゴマーク等の大きさや貼付位置が分かる位置図等を作成し、貼付前に生涯学習課へ提出の上、承認を得ること。

令和 年 月 日

二戸市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名



入札参加資格審査申請書兼誓約書

令和 年 月 日付け入札公告のあった下記入札について、入札参加の申請をします。

また、下記入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法を遵守すること、現在当社は地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項規定に該当しないものであることを誓約いたします。

なお、本申請書について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 件 名 移動式バスケットゴール購入
- 2 納入場所 二戸市総合スポーツセンター内（二戸市石切所字荷渡 22 番地 20 地内）
- 3 入札場所 二戸市福岡字川又 47 番地 二戸市役所別館（旧保健センター）2 階入札室
- 4 入札日時 令和 8 年 9 月 17 日（木） 午後 1 時 10 分

※入札参加者の連絡先

連絡先
担当部署名
担当者名
電話
FAX
メール

令和 年 月 日

二戸市長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名



暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

- 1 件 名 移動式バスケットゴール購入
- 2 納入場所 二戸市総合スポーツセンター内（二戸市石切所字荷渡 22 番地 20 地内）
- 3 入札場所 二戸市福岡字川又 47 番地 二戸市役所別館（旧保健センター）2 階入札室
- 4 入札日時 令和 8 年 9 月 17 日（木） 午後 1 時 10 分

私は、二戸市が二戸市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 3 号。以下「条例」という。）に基づき、上記業務の発注により暴力団を利用することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、別紙参照の記載事項を読み了解した上で、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、二戸市から追加資料の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。
- 3 私は、本誓約書 1 の該当の有無を確認するため、本誓約書、上記業務に係る競争入札参加資格審査申請書兼誓約書その他の書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部又は岩手県警察本部に属する機関（以下「岩手県警察本部等」という。）に提供することに同意します。
- 4 私は、岩手県警察本部等からの通知若しくは二戸市からの照会に対する岩手県警察本部等からの回答により、本誓約書 1 に該当することが確認された場合、上記業務に係る競争入札参加資格の不認定その他の排除措置に従います。
- 5 私は、上記業務に係る競争入札参加資格の不認定その他の排除措置を受けた場合、二戸市が住所又は所在地及び氏名又は名称並びに排除措置理由及び内容を二戸市公式ホームページへの掲載その他の方法により公表することに同意します。

— 参 照 —

1 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

2 暴力団員

暴力団の構成員をいいます。

3 これらの者と密接な関係を有する者

暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

- (1) 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
- (2) 暴力団員を雇用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- (5) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
- (7) 暴力団又は暴力団員であること又は(1)から(6)までのいずれかの行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事等（建設関連業務を含む。）の下請等（再委託を含む。）をさせる者

※二戸市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 3 号）抜粋

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

(4)～(6) [略]

（市の事務における措置）

第 6 条 市は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する公共工事の発注、物品の購入その他の市の事務（以下「公共工事の発注等」という。）により暴力団を利することとならないよう、公共工事の発注等から暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）抜粋

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 [略]

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

3 ～ 5 [略]

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

7 及び 8 [略]

(様式第2号の2)

役員の一覧表

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

No.	役 職	氏 名	氏名のカナ (カタカナ)	性別 (男・女)	生年月日	住 所
例	代表取締役	二戸 太郎	ニノヘタロウ	男	H18.1.1	岩手県二戸市福岡字川又 47
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

注1 この表には、次に該当する者を記載してください。

(1) 法人にあっては、代表者を含む登記されているすべての役員（監査役含む。）

(2) 個人にあっては、その者（事業主）

2 記載された個人情報は、岩手県警察本部及び岩手県警察本部に属する機関に対し暴力団等の照会を行う目的のみに使用し、その他の目的には使用しません。

3 記入欄が不足する場合は、複数枚に分けて作成してください。

令和 年 月 日

二戸市長

様

本社所在地

商号・名称

代表者職氏名



市税納付状況調査等同意書

私（法人である場合は当法人）は、下記競争入札参加資格審査に関し、下記有効期間内において、次の業務及び利用目的の達成に必要な範囲で、二戸市税の納付状況を調査されることに同意します。

記

1 業務内容及び利用目的

移動式バスケットゴール購入に係る競争入札参加資格審査

2 有効期間

申請日から令和8年9月17日（入札日）まで

3 調査対象税目

二戸市が課税する全ての市税

令和 年 月 日

二戸市長

様

実印

住 所

商号又は名称

代表者職氏名



使用印鑑届兼委任状

1 使用印鑑届

私は、令和8年 月 日付け入札公告のあった移動式バスケットゴール購入に係る条件付一般競争入札への参加にあたり、次の印鑑を入札、見積り、契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

※実印を使用印としてお使いになる場合は、実印の欄にだけ押印願います。

※印鑑は、はっきりと押印願います。

※二戸市との契約等について支店長等に委任する場合は2以降も記名押印等願います。

使用印



2 委任事項

私は、次の者を代理人と定め、令和8年 月 日付け入札公告のあった移動式バスケットゴール購入に係る条件付一般競争入札への参加にあたり、下記の権限を委任します。

この場合、次の印鑑を入札、見積り、契約の締結及び契約代金等の請求受領等に使用するものとして届け出ます。

受任者

住 所

商号又は名称

職 氏 名

代理人使用印



記

必須委任事項

- (1) 見積及び契約締結に関する一切の権限
- (2) 契約代金の請求及び受領に関する一切の権限
- (3) 保証金の納入、還付請求及び受領に関する一切の権限
- (4) 復代理人選任に関する一切の権限
- (5) 契約の締結及び契約の履行に関する一切の権限

その他委任事項

上記以外に委任する項目がある場合は、下記委任項目に「レ」印及び委任内容を記載してください。

☐ (6)☐ (7)☐ (8)

令和 年 月 日

二戸市長

様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

同 等 品 審 査 申 請 書

入札件名：移動式バスケットゴール購入

【仕様品目】

品名	メーカー名、品番	規格

【申請（同等）品目】

品名	メーカー名、品番	規格

***** 以下は記入しないでください。*****

- ☐ 上記申請の件、承諾します。
☐ 上記申請の件、承諾しません。

理由：_____

令和 年 月 日

担当課
職氏名

印

※注意事項

- 1 同等品とは仕様品と、材質、仕様、色、大きさ等が機能的・品質的に同等以上である、メーカーの既製品とします。
- 2 メーカー名・規格・定価などが証明できるもの（カタログの写し等）を必ず添付してください。

入 札 書

令和 年 月 日

二戸市長

様

住 所

商号又は名称

代 表 者

(代 理 人)

印

印

件名 移動式バスケットゴール購入

一金 円

※当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額が法律上の入札金額である。

令和 年 月 日

二戸市長

様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名



入 札 不 参 加 届

令和8年 月 日付けで入札公告のあった下記入札について、入札参加の申請を行いました、都合により入札に参加しません。

記

- 1 件 名 移動式バスケットゴール購入
- 2 納入場所 二戸市総合スポーツセンター内（二戸市石切所字荷渡 22 番地 20 地内）
- 3 入札場所 二戸市福岡字川又 47 番地 二戸市役所別館（旧保健センター）2階入札室
- 4 入札日時 令和8年9月17日（木） 午後1時10分

（注意事項）

入札不参加届は、入札日の入札時間までに生涯学習課又は開札会場の執行者に提出願います。

令和 年 月 日

二戸市長

様

住 所
商号又は名称
氏 名

印

委 任 状

私は、下記により代理人を定め、入札の一切の権限を委任します。

記

- 1 件 名 移動式バスケットゴール購入
- 2 入札日時 令和8年9月17日（木） 午後1時10分
- 3 入札場所 二戸市福岡字川又47番地 二戸市役所別館（旧保健センター）2階入札室
- 4 代 理 人 住 所

氏 名

使用印	
-----	--

令和 年 月 日

二戸市長 様

住 所
商号又は名称
氏 名

印

入札保証金免除申請書

令和8年9月17日（木）午後1時10分執行の移動式バスケットゴール購入に係る入札保証金を次の理由により免除してくださるよう申請します。

（理由）

- 1 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結している。
- 2 過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を、次のように2回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行した。

契約の相手方	契 約 名	契約金額	契約年月日	履行年月日	備 考

注1）保険会社との間に入札保証保険契約を締結している場合は、当該入札保証保険契約に係る保証証券を添付すること。

- 2）国（公団を含む。）又は他の地方公共団体との契約に係る実績については、その実績に係る契約書の写しを添付するものであること。

物品購入契約書

二戸市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書、図面、見本又はその他発注者の指示（単価契約にあつては納入数量、納入期限等に関する指示を含む。以下これらを「仕様書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約の目的物（以下「物品」という。）を、契約書記載の納入期限までに契約書記載の納入場所において発注者に納入するものとし、発注者は、その契約代金（単価契約にあつては納入完了した実績数量に応じた代金。以下同じ。）を支払うものとする。
- 3 受注者は、物品を納入する場合において、仕様書にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 受注者は、この契約の履行に関し、発注者から個人情報の引渡しを受ける又は受注者が個人情報を収集するなど個人情報を取り扱う場合は、仕様書に定める措置を講じるなど適切に個人情報を管理しなければならない。
- 6 この契約書の定めと仕様書の定めとに相違がある場合は、仕様書の定めが優先されるものとする。
- 7 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 11 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、この契約書又は仕様書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約要項）

- 第2条 発注者が、受注者から購入する物品の品名、規格、数量及び付随する業務等は、別紙仕様書のとおりとする。
- 2 契約金額及び契約保証金は、次のとおりとする。
- （1） 契約金額 金 〇〇円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 〇〇円）
- （2） 契約保証金 金 〇〇円
- 3 物品の納入場所及び納入期限は次のとおりとする。
- （1） 納入場所 二戸市総合スポーツセンター内（二戸市石切所字荷渡22番地20 地内）
- （2） 納入期限 令和9年2月1日（月）

（権利の譲渡等）

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（契約の保証）

- 第4条 発注者が求めたときは、受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。
- （1） 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社等の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額（単価契約にあつては単価に予定数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下本条、第19条第2項及び第21条において同じ。）の20分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号又は第4号に掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第19条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証をしたときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の契約金額の20分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 契約保証金（これに代わる担保を含む。以下同じ。）は、物品の納入が完了し、かつ発注者の検査に合格したとき、又は第17条から第18条の2までの規定によりこの契約が解除されたときは、受注者の請求により返還する。
- 7 発注者は、契約保証金について利息を付さない。

（監督）

第5条 発注者は、必要があるときは、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督することができる。

（納品書の提出等）

第6条 受注者は、物品を納入するときは、発注者の定める事項を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、物品を納入するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検査に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。

（検査）

第7条 発注者は、前条第1項の規定により受注者から納品書の提出があつたときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

- 2 前項の検査を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、発注者が自ら又は第三者に委託して破壊若しくは分解又は試験により検査を行うことができる。
- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検査に立ち会わなければならない。
- 4 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検査を行うことができる。
- 6 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質し、変形し、消耗し、又は毀損したものを原状に復する費用は、すべて受注者の負担とする。

（代替物の納入又は修補）

第8条 受注者は、納入した物品の全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに代替物の納入又は修補を行い、仕様書に適合した物品を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により代替物の納入又は修補のための期間を指定されたときは、その期間内に仕様書に適合した物品を納入しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定により代替物の納入又は修補が完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第6条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。

4 前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、前条第1項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。

(減価採用)

第9条 発注者は、第7条第1項（前条第4項において準用する場合を含む。）の検査に合格しなかった物品について、種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額（単価契約にあつては単価）を減額して採用することができる。

2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第10条 物品の所有権は、検査に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第11条の2 発注者は、納入された物品に関し、第10条の規定による引渡し（以下本条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約代金の減額の請求又は契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第556条の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 納入された物品の契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(納入期限の延長等)

第12条 受注者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。

2 前項の申出があった場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。

(契約代金の支払い)

第13条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ発注者の検査に合格したとき又は第9条第2項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検査に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、仕様書において納入が完了し、かつ発注者の検査に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときは、この限りでない。

3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払うものとする。

4 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約内容の変更等)

第14条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第15条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じて、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

(発注者の催告による解除権)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかにないと認められるとき。

(2) 正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 正当な理由なく、第11条の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第16条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。

(2) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき又はこの契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) この契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経

過したとき。

- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下本条において「暴力団員等」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に受注者が契約代金債権を譲渡したとき。
- (7) 第18条又は第18条の2の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
- ア 法人の役員等又は使用人（法人の役員等とは、個人事業主並びに法人の代表者、役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）及び支店又は営業所を代表する者をいう。使用人とは、直接雇用契約を締結している正社員をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 法人の役員等又は使用人が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 法人の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 法人の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 法人の役員等又は使用人が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当する談合その他不正行為をしたとき。
- ア 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは同法第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第8条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は同法第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - イ 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第16条の3 第16条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（協議解除）

第17条 発注者は、履行が完了するまでの間は、第16条又は第16条の2の規定によるほか、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定により、発注者が物品の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(2) 第14条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条の3 第18条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。

(2) 第16条又は第16条の2の規定により、履行の完了後にこの契約が解除されたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の20分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、第16条の2第6号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除き、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(1) 第16条又は第16条の2の規定により履行の完了前にこの契約が解除されたとき。

(2) 履行の完了前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、納入期限経過後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

6 前項の遅延違約金の額は、契約金額（単価契約にあっては単価に納入すべき数量を乗じて計算される契約金額相当額。以下本条において同じ。）から検査に合格した履行部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に規定する率（以下「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率」という。年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額とする。

7 第8条第2項の規定により代替物の納入又は修補の期間を指定した場合において、当該代替物の納入又は修補にかかる物品が指定期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約

金は、納入期限の翌日から計算する。

8 前2項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(受注者の損害賠償請求等)

第20条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第18条又は第18条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第3項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(談合その他不正行為による賠償の予定)

第21条 受注者は、この契約に関して、第16条の2第10号ア及びイのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、発注者に対して賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 第16条の2第10号アのうち、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他発注者が特に認める場合

(2) 第16条の2第10号イのうち、受注者が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 受注者が発注者の指定する期間内にこの条による賠償金の支払いを行わないときは、発注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、発注者の指定する期間が満了する日の翌日における民法第404条の規定に基づく法定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができる。

(相殺)

第22条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する保証金返還請求権、契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(不当介入等を受けた場合の措置)

第22条の2 受注者は、この契約の履行にあたり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) この契約に関して、第三者から不当介入等（工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求をいう。以下同じ。）を受けた場合は、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、警察に届け出ること。

(2) この契約に関して、下請負人等（受注者が直接又は間接に指揮又は監督等を行うべき下請負人又は受託者をいう。以下同じ。）が不当介入等を受けた場合は、受注者は当該下請負人等に対し、速やかに受注者に報告及び警察に届け出るよう指導すること。

2 受注者は、受注者又は下請負人等が第1項各号の不当介入等を受けた場合は、発注者が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

3 発注者は、受注者又は下請負人等が第1項各号の不当介入等を受け、この契約の履行の遅延等が発生する恐れがあると認められるときは、受注者が第1項の規定に基づき適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、工程の調整、納入期限の延長等の措置を講じるものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第23条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、申出、協議、承諾、解除及び催告は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に

準ずるものでなければならない。

(疑義の決定等)

第 24 条 この契約書の条項若しくは仕様書の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上で定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 岩手県二戸市福岡字川又 4 7 番地
二戸市
代表者 二戸市長 ○○○○○○○○ 印

受注者 住 所 ○○○○○○○○
商号又は名称 ○○○○○○○○
氏 名 ○○○○○○○○ 印